

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。ひまわりこども園長は、卒園式のため本日の会議は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第9号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第9号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ9億94,371千円で、前年度当初予算と比較しますと30,563千円の増額、率にして3.17%の増でございます。人口減少と国保から後期高齢者医療への移行により、被保険者数は減少しているものの、保険給付費が増加したことが主な原因でございます。また、保険税率の上昇を抑制するため基金から20,000千円の繰入れを行います。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税は被保険者1,738名を見込み、一般被保険者国民健康保険税1億61,987千円、退職被保険者等国民健康保険税53千円で合計1億62,040千円でございます。前年度と比較して1,155千円の減額でございます。

8ページ、使用料及び手数料の督促手数料は50千円でございます。

国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金は1千円の科目設定でございます。

下段の県支出金、県補助金は保険給付費等交付金として普通交付金7億7,695千円、10ページ、特別交付金15,356千円、合わせて7億23,051千円でございます。また、財政対策補助金は1,838千円でございます。

財産収入、財産運用収入は基金の預金利子119千円でございます。

一般会計繰入金は84,498千円で、前年度と比較して205千円の減額でございます。内訳は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分31,889千円、同繰入金の保険者支援分17,552千円、職員給与費等繰入金13,176千円、出産育児一時金等繰入金2,520千円、12ページ、財政安定化支援事業繰入金16,516千円、地単事業分2,845千円でございます。

繰入金、基金繰入金20,000千円は、保険税率の上昇を抑制するため基金から繰入れを行います。

繰越金は1,000千円でございます。

諸収入、延滞金、加算及び過料は401千円で、一般被保険者延滞金400千円、退職

被保険者等延滞金1千円でございます。

14ページ、預金利子は1千円の科目設定でございます。

雑入、一般被保険者第三者納付金350千円、退職被保険者等第三者納付金1千円、一般被保険者等返納金10千円、退職被保険者等返納金1千円、高額療養費貸付金償還金1,000千円、雑入は指定公費受入金10千円を計上しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は11,192千円で、1名分の人件費と事務経費となっております。一般管理費の内訳として、給料3,735千円、職員手当等2,645千円、共済費1,147千円、需用費130千円、役務費2,675千円、委託料260千円、負担金補助及び交付金600千円でございます。

国民健康保険団体連合会負担金は866千円でございます。

徴収費の賦課徴収費は2,334千円で、コンビニ収納の手数料、クラウドシステムによる帳票類の共同印刷などの費用、今年度は税制改正に伴うプログラム修正料1,375千円を計上してございます。

18ページ、運営協議会費は198千円で、委員9名分の報酬と需用費でございます。

次に、第2款保険給付費の合計額は7億12,018千円で、前年度と比較して31,353千円の増額でございます。一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額が主な要因でございます。内訳は、療養諸費6億14,535千円、20ページ、高額療養費93,149千円、移送費11千円、22ページ、出産育児諸費3,782千円、葬祭諸費540千円、傷病諸費1千円でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金の合計額は2億51,970千円でございます。内訳は、医療給付費分1億84,745千円、24ページ、後期高齢者支援金等分49,153千円、介護納付金分18,072千円は和歌山県に収める納付金でございます。

第4款共同事業拠出金は1千円でございます。

保健事業費は4,094千円、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

26ページ、保健事業費の特定健康診査等事業費は9,707千円で、今年度におきましても雇い上げた保健師による特定健診未受診者への電話連絡による受診率の向上に努めるとともに、未受診者に合った受診勧奨の案内を送付する特定健診等受診率向上事業にも取り組みます。

基金積立金は利子積立金119千円でございます。

諸支出金は保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は872千円でございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 7ページです。ここに、4、5、6とこの何とか滞納分、滞納分、

滞納分とありますけれど、実際、これ予算に上がってきてる分やと思うんですけど、実際、今どれくらいあるんですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 北村議員にお答えいたします。

実際、滞納額がどんだけあるかっていう話だと思うんですけども、令和元年度の調定額ですけども、大体46,170千、大体40,000千後半というところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） これ、どうなんですか、これは回収できるという見込みの予算やからやっぱり入っているんですかね。40,000千、今後この40,000千、回収機構へ行ったりするんかもしらないですけど、これうちで、美浜町でとしてこれどんな取組をされているんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 回収機構へ行く分もあるんですけども、回収機構、一応件数として年間5件の移管しております。ていうのは、1件当たり移管件数割という金額、負担金を払わなあきませんので、それと県内での総額が決まっておりますので、大体美浜町で5件ぐらいございます。それが全て国保の滞納者かというたらそうではございません。固定資産なり、地方県民税の滞納者でございますので、それで国保の滞納者で移管したケースもございますけれども、自分で分納で納付してくれてる方、またちょっと少しもう行方も分からんのに5年経って不納欠損で落としている方等々ございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 町長、これやっぱりどうですか、何か回収、例えば払ってる人と払ってない人がいてるという言い方、悪いけれども、真面目に払っている人はほんならばかを見るんかというたら語弊あるかも分からないですけど、払ってる方、いろいろ事情があったとしても、払ってる人、払ってない方、おられると思うんですが、これ町として、何か一つ取組されてるとは思うんですけど、もっと強化していったらどうかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。やはり納めてる人、納めてない人、不公平になるかと思いますので、もちろん国保のほうの監査も来ましたら収納率等も言われます。やっぱり強化していかなければいけないと思っておりますので、係とともに努力してまいります。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） いっぱい聞きたいことがあるんですけども、まずその医療給付費

分、現年課税分、要は国保料、国保税やけど1, 738名で答弁ありましたけれども、大体この標準世帯、標準世帯という言い方かどうか分かりませんが、モデルにされているそういう家族構成というか、被保険者の構成はあると思うんですけど、それは大体想定はどれぐらいなのかと、それと減税7割、何割いっぱいあると思うんですけど、それの所帯というか、7割が何人というか、そういうのを読んでるんだったらそれをお示し願いたいというのと、それと僕らいわゆる特調、特調とよく言いますけれど、これ10ページかな、保険給付費等交付金、これいろいろ努力するというような話でしたけれど、現実的にどういうことでどうなったらここが増減するとか、いろんなそういうルールというか、決まりがあったやに思いますが、それを再度説明願いたい。と、翻って同時にそれに関連するんだと思いますが、27ページ、委託料でのこのあたり、受診率の向上に努めたいというような話もありましたが、これ現在、今、何とか何とかこれ受診で言うんですよね、40以上が何とかとか、そのパーセント、受診率はどうなのか、古い記憶で申し訳ないですが、何%以下だったらペナルティー的なものがあるとかないとかってというのが昔あったように思うんですけども、その辺の説明、後にしようかな。それともう一点、加害第三者行為、いわゆる第9章の件ですけど、これは前、たしか町では交渉はしてないと言うんですけども、何か350千の収入の予算計上で、何か手数料が115千円って、えらい高いように思うんですけど、この辺は致し方ないんですか。何とか考える方法とかはないのかなと思いますが、そのあたりお願いします。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷議員の質問にお答えします。

まず、標準世帯という話やったと思うんですけども、標準世帯ていいましたら、夫が働いて収入を得て、妻は専業主婦、子どもは2人で4人世帯ていうのがいわゆる以前からいう標準世帯やったと思うんですけども、これが大体昭和45年のデータで、その割合が14.5、6%で1位だったんで標準世帯と言われてると思うんですけども、今現在、今の同じ条件の世帯が大体4.6%ということで、標準世帯とは言い難いという面がございます。ただ、以前から前中西議員とかにいろいろ標準世帯、聞かれていますので、一応金額的に前に聞かれた分ではじきますと、大体年収が4,000千円ぐらいで、40歳代の旦那と奥さんが専業主婦30代、子ども2名で大体固定資産で50千円っていうふうな前に一回試算したと思うんですけども、その場合で免税額が今458千円になります。

それと、あともう一点、軽減の話やったと思うんですけども、これが基盤安定の低所得者軽減やと思うんですけども、これが今、令和2年で7割軽減が388世帯、5割軽減217世帯、2割軽減139世帯の計744世帯ございます。だから7割ぐらいが軽減かかっているというふうな勘定になると思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） お答えします。

特定健診の受診率ということでございますけれども、町の受診率なんですけれども、平成30年度が37.4%、令和元年度が38.2%、生活習慣病健診ということで40歳未満が対象でございます、少しずつですけども向上しているという状況でございます。

すみません、申し訳ございません、ちょっと質問聞き取れなかったのです。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） すみません、滑舌が悪く。特調、特調のシステムていうんですか、どんなときに減らされて、どうしたら増えるというか、そこです。だから今の受診率の件、これ今のパーセンテージではペナルティーのラインとかそういうことは、今あるのかどうかもちょっと記憶ないんですが、ペナルティーがかかるのか、かからないのかです。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 特別調整交付金ですけども、今回こちらの金額に入っているのは税制改正に伴う回収と別途保険者努力支援ということで639千円の特別徴収分、後発医薬品の促進の100千円、傷病手当金とあと保健師借上料、先ほどの特定健診の勧奨の受診率向上の部分が入ることになってございます。谷議員がおっしゃるその特定健診の受診率に対してのペナルティーということでございますが、今現在そういった形のペナルティー、すみません、申し訳ございません、ちょっと私のほう把握してございません。申し訳ございません。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 分かってない、また何かの機会に聞くようにします。

それと、その加害第三者行為も聞きましたよね、たしかね、代位求償。これ町で交渉はしてないですよ、窓口は。入りの予算が350千で、表の見方が私が悪いのかも分かりませんが、歳出のほうではその手数料110千何がしと出てると思うんですけど、3割も手数料に取られるのかなと思って、それはシステム上仕方ないって言うんならあれですけども、何とか善処はできないのか、ちりも積もればではないですが、その辺をちょっと気になったものです。それと、追加で聞くような形になって申し訳ないというか、その標準世帯の話も聞いたので、賦課とか、被保険者1人当たりの額を決めるというんですか、これいつも要るべき100%を所帯というか、その人数、課税ていうか支払いの被保険者で割って100%でのそういう保険税の計算式ではないと思うんですけども、いい言葉が見つからないのであれですけども、水増しでは、水増しという表現は悪いですね、もともと計算式よりも少し高い数字を分母に置いてそれを割って云々というふうに出してたやに、ちょっと質問の仕方が悪いのか分かりませんが、今回はそれはどれぐらいのパーセンテージになってるのか、お願いします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 第三者行為の事務手数料についてお答えします。

こちらのほうは、均等割が令和3年4月現在の被保険者に対しての均等割っていうのがございまして、その部分と2回分の直接請求分ということで、こういった金額になってご

ございます。大体年間3件から4件の請求をさせていただいてる状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

平均的な県から示された美浜町での徴収率は、96%で取れっていうふうになってますので、96%で算定しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 13ページ、お願いします。

基金の繰入金20,000千というところがございますが、私も一般質問でも昔ちょっとさせてもらったように基金の使い道というか、そういうことでちょっと何点かお聞きします。

今現在、基金の残高、こちらのね、教えていただきたいです。それと被保険者、加入者ですよね、その人数を教えていただきたいです。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 現在、令和2年の末見込みでよろしいですか。

○4番（北村龍二君） はい。

○健康推進課長（浦真彰君） 1億16,184,599円となっております。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 納付金の算定のほうでの被保険者1,725名で算定しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 1億20,000千ということですが、毎年20,000千、これは20,000千が妥当かっていうお話で、もちろん妥当やからここについていう運協にでもいってるんでしょうけれど、これ例えばですけど、保険料が入れなかったら、20,000千基金を積まなかったらこれ大分やっぱり高なるんですか。ちょっとこれはもう完全な質問になるですけど、どれぐらい違うんかなと思って。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 北村議員にお答えします。

20,000千円を基金から繰入れた場合に1人当たりが96,942円、20,000千円を繰入れしない場合で1人当たり109,020円で算定しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） そしたら今年度の20,000千の投入やということは、今後もこれぐらいの、20,000千ぐらいの投入していかれるっていうことですよ。それは

据置きなんでそうなんでしょうけれど、ほんなら、例えばこれなくなるといいますか、僕、たまにお聞きしてるときに財調やったら10億円や、大体適正なっていうのをお話をよく聞くんですけど、こんな基金って適正規模ってやっぱあるんすかね。そしてまた、なくなる可能性ちゅうのはどんなもんなんですかねと思って。すみません、お願いします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） お答えします。

都道府県単位となってからは、基金の保有額について国や県からの通知はございません。担当課としましては、都道府県単位下となる前の過去3年間の保険給付費の平均5%は保有していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（北村龍二君） 適正はどれぐらいですか。分かれば。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 今の保有額が適正かどうかはちょっと分かりかねるんですけども、やはりちょっとこれ今後9年度に県下で保険料の統一を目指しているということもございますので、税の急激な上昇を抑えるためにも、これ一定の基金を保有していきたいと考えてございます。

以上です。

○4番（北村龍二君） 今ぐらいが適正なんですか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 今ぐらいが適正かというところでございますが、なるべく多いに越したことはないんですけども、今の金額は適正だと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 聞こうと思ったことが答えられたのであれですけども、もう単純に、23ページ、負担金及び補助金、出産育児一時金、これは、単価って語弊ありますね、1名当たりというか、それを聞けば何人分と分かりますので、同じようにその下の葬祭費のほう、これたしか前も、昔は金額、何か割り算すると違うような気がするので、これもその内容ちょっとお教え願いたいです。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 出産育児一時金のほうは9件を見込んでおります。葬祭費のほうは18件を見込んでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） おはようございます。

議案第10号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町農業集落排水事業特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ79,785千円でございます。対前年度比では7,959千円の増額、11.08%の増加となっております。

3ページ、「第2表 債務負担行為」につきましては、処理場の電気設備保守業務について5年契約のうち来年度以降4年分必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

4ページ、「第3表 地方債」につきましては、公営企業会計適用支援業務及び会計システム導入に充当するもので、借入限度額などを定めるものでございます。

では、8ページの歳入よりご説明申し上げます。

農業費分担金は324千円で、新規加入分担金2件分を計上してございます。

処理施設使用料は42,271千円で、対前年度比152千円の増額、0.36%の増加でございます。

農業集落排水設備手数料は宅内排水設備工事検査手数料10千円を見込んでございます。

繰入金は29,349千円で、対前年度比2,010千円の増額、7.35%の増加となっており、原因は公債費の増加によるものでございます。

下段からの預金利子は科目設定として1千円を計上してございます。

10ページの町債は、公営企業会計適用債7,800千円で、公営企業会計の適用に向けた業務に充当するものでございます。

財産収入は基金利子として30千円を見込んでございます。

次に、12ページからの歳出についてご説明申し上げます。

施設管理費でございます。人件費として職員2名分の給料7,728千円、職員手当等4,566千円、共済費2,244千円を計上してございます。

需用費は、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費を含めまして16,448千円を計上してございます。

役務費は、通信運搬費、口座振替手数料、汚泥処理料等を含めまして5,256千円を

計上してございます。

委託料は、管理委託料6,000千円、水質検査料255千円、管路清掃委託料3,960千円、公営企業会計適用支援業務委託料4,730千円、公営企業会計システム導入委託料3,124千円の合計18,069千円を計上してございます。

使用料及び賃借料は上下水道システムの機器使用料、入山・上田井地区の中継ポンプ制御盤借地料、水道メーターの検針データ使用料を合わせて885千円を計上してございます。

備品購入費は300千円を計上してございます。

負担金補助及び交付金は、退職手当負担金、処理施設設置補助等を含めて1,540千円を計上してございます。

公課費は1,207千円で、自動車重量税7千円と消費税及び地方消費税納付金1,200千円でございます。

以上、施設管理費の合計は58,243千円で、対前年度比4,821千円の増額、9.02%の増加となっております。主な要因は、委託料で公営企業会計適用のための費用が増加となっているためでございます。

14ページの公債費は元金と利子を合わせて21,512千円で、対前年度比3,141千円の増加、17.10%の増加となっております。原因は、和田処理場機能強化工事の際に借り入れた起債の元金償還が5年の据置期間経過により、本年度から始まるためでございます。

基金積立金は利子の30千円を積み立てることとしています。

最後に、添付資料として給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。単純な質問なんですけれど、一般会計の繰入金が28,715千円、今最後のほうに説明のあった公債費は21,512千円、あと6,000千円ぐらいですよ、そもそもその公債費除いて自前でこれやろうっていう話、今年度は何か急に増えたからとは言っていましたけれど、もうちょっと見込みは立っているんでしょうかね、公債費を除いて自己の収益でできるということ。それと、この見込みがどうなのかっていうのと、それと前も聞いてあれだった、ちょっと具体的にはっきり聞いたことがなかったんで聞くんですけど、例えば耐震化であるとか、老朽化とか、マンホールも液状化したら出てくる云々とか、いろんなそういう根本的に、重点的にいろいろ補修とか設計はされてるんでしょうけれど、その辺の手当というんですかね、そういう災害への体制、手当ってというのは万全にされてるんかどうか、この2点、お願いします。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

1点目の一般会計の繰入金と起債の償還の関係っていうところです。

予算上もう少しで使用料並びにほかの自主財源で、もう少しで賄えるような格好の計算になってございます。きっちり計算してないっていうわけではないんですけども、費用についても維持管理をしている上で、少し余裕を持って取らせていただいているっていう部分はございます。そういうことを鑑みて、もう少し圧縮されるかなっていうふうな格好で、実際年度は終わったとしたらもう少し圧縮ができるかなとは思っているんですけども、これについてはもう少し後、料金を統一してから5年間は経営がひどくならない限りこれで行きたいということで、5年間で見直すっていうことになってますんで、その5年というのが平成30年度に統一しましたので、令和5年度っていうことになるんですけども、その経過を見て判断したいと思ってます。

あと2点目の耐震という点なんですけれども、公共下水道については新しいんで、耐震とかっていうのは十分できてるんですけども、農集については処理場とか主要な管路についてはできているというふうに判断してます。あとその具体的に、個別に例えば古いやつがどうかっていうのは、設計上の耐震はオーケーやと思うんですけども、あと維持管理面で管路の清掃作業とかっていうしてる中で、特に老朽化しているだとかってのが今のところ報告を受けてませんので、そういう作業を通じて、老朽化が進んでいるところについては修繕なり、更新なりっていうのを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第11号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第11号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町公共下水道事業特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ1億39,162千円でございます。対前年度比では6,927千円の増額、5.24%の増加となっております。

3ページ、「第2表 債務負担行為」につきましては、浄化センターの電気設備保守業

務について5年契約のうち来年度以降4年分必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

4ページ、「第3表 地方債」につきましては、公営企業会計適用支援業務及び会計システム導入に充当するもので、借入限度額などを定めるものでございます。

では、8ページの歳入からご説明申し上げます。

下水道事業費分担金は162千円で、新規加入分担金1件分を計上してございます。

下水道施設使用料は43,246千円で、対前年度比166千円の増額、0.39%の増加でございます。

下水道費手数料は235千円で、指定業者認定申請手数料等を計上してございます。

繰入金は87,712千円で、対前年度比756千円の増額、0.87%の増加となっており、原因は公債費の増加によるものでございます。

預金利子は科目設定として1千円を計上してございます。

10ページの町債は公営企業会計適用債7,800千円で、公営企業会計の適用に向けた業務に充当するものでございます。

財産収入は基金利子として6千円を見込んでございます。

次に、12ページからの歳出についてご説明申し上げます。

一般管理費でございます。人件費として職員1名分の給料4,670千円、職員手当等2,785千円、共済費1,429千円を計上してございます。

需用費は、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費を含めまして15,766千円を計上してございます。

役務費は、通信運搬費、口座手数料、汚泥処理料等を含めまして3,440千円を計上してございます。

委託料は、管理委託料7,450千円、水質検査料585千円、警備委託料113千円、管渠清掃委託料4,400千円、公営企業会計適用支援業務委託料4,730千円、公営企業会計システム導入委託料3,124千円の合計20,402千円を計上してございます。

使用料及び賃借料は下水道システムの機器使用料、中継ポンプ制御盤借地料、水道メーターの検針データの使用料を合わせて970千円を計上してございます。

工事請負費は、管渠の修繕が必要になった場合に備え1,650千円を計上してございます。

備品購入費は300千円を計上してございます。

負担金補助及び交付金は退職手当負担金、処理施設設置補助等を含めまして1,153千円を計上してございます。

公課費は5,005千円で自動車重量税5千円と消費税及び地方消費税納付金5,000千円でございます。

一般管理費の合計は57,570千円で、対前年度比4,737千円の増額、8.97%

の増加となっており、主な要因は、委託料で公営企業会計適用のための費用が増加となっているためでございます。

14ページの公債費は元金と利子を合わせて81,586千円で、対前年度比2,191千円の増加、2.76%の増加となっており、原因は、管渠工事の際に借り入れた起債の元金償還が5年の据置期間経過により本年度から始まるものがあるためでございます。

基金積立金は利子の6千円を積み立てることとしています。

最後に、添付資料として給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書等を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 単純な数字の質問です。接続率、さっきのところで聞くのを忘れたというか、あれなので、もし議案外と言われればそうですけれども、お示しできるのであれば各和田とか入山・上田井でこの公共の接続率、できますればここ数年というか、二、三年でも結構ですが、その接続率の変遷をお願いしたい。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

接続率と、それがどういう推移かということなんだと思いますけれども、農業集落排水、農集、公共で、農集については平成30年3月で接続率が91.6%、31年の3月で同じく91.6%、令和元年度で92.5%、農集については比較的安定しているという状況です。公共につきましては平成30年3月で83.2%、31年の3月で83.7%、令和元年の3月で84.5%、公共についても安定してる中、少しずつ未接続の方が接続されてる状況なんですけれども、両方とも大体、農集については92%ぐらい、公共については83%から84%ぐらいで今現状は安定しているという考えでいいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第12号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ8億37,971千円で、前年度と比較いたしまして17,028千円、2.07%の増でございます。

令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度でございます。また、昨年度に引き続き低所得者保険料軽減を実施し、第1、第2、第3の所得段階に対して適用されています。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページの第1号被保険者保険料につきましては1億52,453千円を計上してございます。基準月額額は第7期と同額の5,880円でございます。このうち特別徴収保険料は1億42,133千円、普通徴収保険料は10,220千円、滞納繰越分保険料として100千円を計上しています。

督促手数料は10千円でございます。

国庫負担金は1億40,627千円で、前年度より4,026千円の増額となっております。

6ページからの国庫補助金は67,245千円で、内訳が調整交付金57,681千円、地域支援事業交付金では介護予防・日常生活支援総合事業と総合事業以外に係る未交付金がありまして、この合計が6,107千円でございます。

8ページ、保険者機能強化推進交付金は1,772千円、地域支援事業費での高齢者の予防健康づくりの取組に対する交付金でございます。

介護保険保険者努力支援交付金は1,685千円で、高齢者の自立支援、重度化防止の取組に対する交付金でございます。

支払基金交付金は第2号被保険者の保険料分として地域支援事業分と合わせて支払基金から2億16,932千円の交付を見込んでいます。前年度より5,027千円の増額でございます。

県負担金は1億12,756千円、前年度より2,287千円の増額でございます。

県補助金は地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業と総合事業以外に係る未交付金で3,645千円、前年度から118千円の減額でございます。

10ページの財産運用収入は介護給付費準備基金の利子46千円です。

一般会計繰入金金は1億44,252千円で、前年度より6,032千円の増額となっております。介護給付費に係る法定率での繰入れと事務費繰入金、また第1段階から第3段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として低所得者保険料軽減繰入金を計上してございます。

12ページから14ページの繰越金と諸収入につきましては科目設定です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、総務費、総務管理費は30,730千円、前年度より1,518千円の減額です。

報酬246千円は、介護保険認定調査業務を行うパートタイムの会計年度任用職員分、給料8,539千円は職員2名とフルタイムの会計年度任用職員分、職員手当等は4,159千円、共済費は2,330千円、旅費は59千円、需用費は859千円、役務費は郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費2,847千円、委託料が1,457千円、使用料及び賃借料は介護事業所台帳管理システムのプロダクト利用料の330千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合への介護認定審査会費分担金など9,904千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてです。

18ページから22ページまでの第2款保険給付費の総額は7億79,676千円で、対前年比19,426千円、2.56%の増でございます。

18ページの第1項介護サービス等諸費7億15,965千円は、要介護の認定を受けた方へのサービス費用で、デイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用等です。

第3項その他諸費は国保連合会への審査支払手数料660千円です。

20ページ、第4項高額介護サービス費17,016千円は、自己負担分が一定額を超えた場合の還付分です。

第5項高額医療合算介護サービス等費3,120千円は、介護保険の自己負担と後期高齢医療等医療での自己負担額の合算額が一定額を超えた場合の還付分でございます。

第6項特定入所者介護サービス等費26,727千円は、一定の資格により施設の利用等の際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。

20ページ下段から22ページに続く第7項介護予防サービス等諸費16,188千円は、要支援の認定を受けた方のサービス利用等に係る費用でございます。

22ページから26ページまでの第4款地域支援事業費は、介護給付とは別に地域包括支援センターが実施する介護予防事業などに係る予算でございます。

22ページ、第2項包括的支援事業・任意事業費3,510千円は、介護予防ケアマネジメント、総合相談事業、権利擁護事業、認知症施策の家族介護者の交流会などに係る費用でございます。

26ページ、第3項介護予防・生活支援サービス事業費21,623千円は、保険医療専門職が利用者の機能低下の状況に応じて短期間集中的に訪問型サービスや通所型サービスを行います。

第4項一般介護予防事業費2,135千円は、介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援などに係る費用でございます。

28ページ、第5項その他諸費48千円は、国保連合会への介護予防・生活支援サービス事業費の審査に対する手数料でございます。

基金積立金は利子の積立てで46千円、諸支出金は保険料の還付金200千円、償還金、還付加算金、延滞金はそれぞれ科目設定でございます。

なお、資料として給与費明細書、債務負担に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 今回も8億ということで、ずっと5億、6億、7億、8億とずーっと上がってきてるんですけども、このままでこの制度って、ごめんなさい、もつんどすかねっていう単純なお話になるんですけど、これ大丈夫ですかっていうお話です。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 年々介護保険予算については右肩上がりです。上昇しております。ただ、以前ていうか、七、八年前、10年前等の見込みからでは大体年間30,000千程度上昇してたところでございますが、ここ数年間はその上げ幅が多少は収まっている状況でもあります。その対策としまして、町としては介護予防を中心として行っているところで、まずは、また2025年問題とも言われまして、高齢者人口も増加傾向にありまして、その割合も上昇しております。いろいろな心配事が多々ある中での予算です。そのために、まあ皆様の保険料を設定しまして、その保険料、また国・県それぞれの補助金で賄っている介護保険事業ですので、何分国の制度ではありますんで、これはこの事業はそのまま継続していくと思っておりますし、ただ、その継続していくその度合いとしまして、その給付額、介護サービス費を我々国民がいかにか抑えるべきかを考えながらやっていくべきだと考えてますし、町としてもそのほうでいきます。そういうところからこの制度は今後とも引き続き継続して実施していくものと思われま。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ありがとうございます。

40代、50代、私らぐらいでしたら、やっぱり天引きで引かれていくじゃないですか。60代以降となってきたら、また年金で生活というたらまとめて引かれると。そのときに年金が例えば少ない方とか、そういった方がおられたときにどーんとなくなって、自分の手持ちがないというか、そういうことも今後ずっと起こってくるんだらうかと、年金の掛ける金額が少なかったら、そういうとこ懸念されたのでお聞きしたんですけど、将来の展望もお聞きしたので、ほかに何か手だてとございますか、あれば、今はアバウトな全体のお話なんですけれども、展望としてもうちちょっと何かあればお聞かせ願いたいんですが。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 特に取り立てて美浜町が特別どうこうするっていうものはないと思います。この介護保険事業、先ほどの繰り返しになりますけれども、保険料とそれと補助金で賄っていくもので、足りなくなったらどこが上がっていくかといえば、保険料が上がっていかないと。しょうがないところで、その保険料の徴収は年金額からの天引きであったり、直接納付いただく方もおられるんですけども、そういった方で賄える社会保障の全般の構造となっておりますので、特段美浜町でどうこうということはありません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 18ページのところですけれども、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスそれぞれ居宅介護サービスが減額、それから地域密着型が随分と大きくアップ、それから施設介護サービスが減額という形ですけれども、この背景というのかな、こういうふうな予算立てになる背景をお聞かせ願いたい。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） この予算については実績見込みによるものということで、前年度の実績から今後の見通しを見込んだ額によるものです。ただ一つ、地域密着型サービス給付費についてですけれども、これは増額となっております。これは一つの事業所がこのサービスの開始が昨年度途中から始まったということで、この分については増額となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） すみません、ちょっと一緒に言うたらよかったです。7ページ、これは私、今さっきも国保でも言わせてもうたんですけど、100千円ほど滞納がありますもんで、これもまた国保と一緒になんですけれども、ちょっと何件あるかっていうことと、ほんで、これもまた一生懸命回収してほしいなというお話でございます。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） ここの滞納繰越の保険料に係るところでございますが、今のところの予想では15名程度の人数が確認しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時20分です。

午前十時〇五分休憩

—————・—————

午前十時二〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第5 議案第13号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第13号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について細部説明を申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億37,005千円で、前年度当初予算と比較いたしますと4,242千円の増額、率にして1.82%の増でございます。広域連合へ収める納付金が増加したことが主な要因でございます。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページの後期高齢者医療保険料につきましてご説明申し上げます。

保険料率については2年ごとに改定されており、今年度は改定がございません。保険料は、被保険者数を1,418名と見込み、特別徴収保険料49,647千円、普通徴収保険料31,528千円、滞納繰越分として75千円の合計81,250千円でございます。前年度と比較して2,700千円の減額となっております。

分担金及び負担金629千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料につきましては3千円でございます。

一般会計から繰入金につきましては1億54,937千円で、内訳は、事務費繰入金12,061千円、このうち広域連合に納める事務費として5,183千円、町の事務費分として6,878千円でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので、31,888千円でございます。8ページの療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する1億10,988千円でございます。

繰越金以下、諸収入の雑入までは、それぞれ科目設定でございます。

10ページの償還金及び還付加算金は、昨年度と同額の180千円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

12ページの総務費の一般管理費2億36,825千円についてですが、職員の人件費は1名分で、給料2,415千円、職員手当等1,040千円、共済費625千円、需用費は、消耗品費と印刷製本費の82千円でございます。役務費は838千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入による共同印刷委託業務の合計2,153千円でございます。負担金補助及び交付金2億29,672千円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円でございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ないのであれば言えば、ないですけども、何がどうじゃないです、ここにも繰出金として1億5千程度かな、そうですね、繰入金ね。で、今までのこの特会で繰入金、繰入金、要は違う言い方をすれば繰出金だろうと思いますけれども、ざくっと暗算したら5億程度でどうなのかなとか、いろいろつらつら悩んでましたら、変な話、この普通会計計上収支の状況の表にこの繰出金の項目がございますよね。全体の18.1%と。そんなこんな見てたらその下の数字は非常に大きな数字でありまして、たしか前年が109.何%だったやに記憶あります。私が議員になった当初、平成の19年、20年とか、そのあたりの決算ベースでは90%を切ったような数字ではありますが、それからすると、先輩からよく聞いた数字からすると絶望的な数字のような気もいたしますが、これ、たしか2年前にも聞いたのかな。このような数字になって、財政の担当の方、こんなふうな数字になったということの流れとまた今後の展望とか、そんなあたりをこの繰出金も含めてですよね、要は経常経費に対してとかそのあたりの少しご説明願えたらと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、経常収支比率についてでございます。

令和3年度の当初予算ベースでいきますと110.8%。昨年度は109.2%ということで1.6%の増というふうになってございます。主な要因といたしまして、歳入のほうでは経常の一般財源で27,396千円の増と。内訳としまして、町税のほうではマイナスの11,591千円の減、こちらについては固定資産税のほうで3年に1回の評価替えがございまして減となっているといった状況です。

続いて、地方消費税、こちらについては10,000千円の増と、こちらについては消費税等々の増の関係で実績により10,000千円ほど増えてございます。

続いて、地方交付税については、マイナスの20,665千円と、地方財政計画のほうでは5.1%の増なんですけれども、国調の人口の減といったところで約20,000千円ほど減となっております。

続いて、臨時財政対策債、こちらについては50,000千円の増を見込んでございます。こちらは、地方財政計画等を勘案した中で予算計上のほうをさせていただいているといったところでございます。

続いて、歳出についてですけども、歳入のほうも増えてたんですけども、歳入のほうは歳入以上に経常の一般財源が増えているといった状況です。金額につきましては65,449千円の増と。内訳が、人件費のほうで15,757千円の増です。こちらについては、会計年度任用職員の人件費の増加といったところでございます。

続いて、物件費のほうも増えてございます。17,972千円の増です。こちらについては、需用費とか旅費とか委託料、使用料、役務費とか各科目において増加傾向にあると

いったところでございます。

続いて、補助費のほう、こちらについても増加しております。14,345千円と。こちらについては、清掃センター負担金が増加といったところで14,345千円の増となっております。

続いて操出金についてですけれども13,992千円の増。こちらについては、主に後期高齢者医療への特別会計の繰入金金の増加、また介護保険の特別会計の操出金が増加していると、そういった要因で増加となっております。

令和3年度の経常収支についてですけれども、歳入のほうの経常の一般財源のほうも増えているというところ。しかし、それ以上に歳出の経常的な一般財源がそれ以上に増えているといった状況の中で、昨年度よりも経常収支比率が増加しているとそういった状況でございます。

それで、各特別会計への繰り出しの関係についてですけれども、予算ベースでいきますと令和2年度の当初予算額が4億84,396千円、令和3年度が5億114千円ということで15,718千円の増となっております。

内訳としまして、主に介護のほうで6,032千円の増、後期の高齢者医療のほうで7,112千円の増加といった状況でございます。

過去の推移についてですけれども、令和元年度の決算で申し上げます。以前、9月議会のときに決算資料ということで議員の皆様にお配りのほうさせていただいているところがございますけれども、操出金については、平成22年で4億46,366千円、平成23年が4億97,205千円、それ以降につきましても4億80,000千、4億50,000千、4億80,000千、4億79,000千、4億50,000千、29年度で4億69,000千、平成30年度で4億57,000千、令和元年度で4億52,000千、最近では4億50,000千前後で推移しているといったところがございます。特に特別会計への操出金には、各特別会計のほうで繰り出し基準というのがございます。それに基づいて繰り出しのほうを行っているわけなんですけれども、人事異動とかその辺の関係で人件費の繰り出しの関係で、多少増減することも結構、多々あるところがございます。過去の推移からいきますと4億50,000千円前後がここ最近の操出の金額、推移となっているといった状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） るる説明をいただきました。

で、一番疑問に、疑問というか単純なあれは、平成の20年前後からすると10%以上もその経常収支比率が悪化していると。で、人口が減ったからなのか、でも、経常経費の中には人口に比例するようなものもあると思うんですよね、扶助費とか補助費とか。それはそれで順調に増えていっているんでしょう。また、歳入のほうは変わらず増えてはいますよね、多分。今回もこの地方交付税は14億七千三百何がし、ここへも計上の仕

方でこの収支比率も大きくとは言わないが、数パーセントの変遷はするのではないかと、いろいろな疑問もるるあります。ただ、でも順調にという表現はよくありませんが明らかに右肩上がりで各経常経費も増え、当然収入も増えてるんですがそれ以上に経費が増えていっていると。で、それに伴ってこの経常収支比率も増加していく一方であると。このようなことを考えて、今、財政担当者からそういう、るる説明を受けましたのでその細かいことはいいです。今後とか今、これから、この先、町を預かる方としてのお考えをここで聞きしたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

やはり、当初予算の査定においても、この経常収支比率も考えながら査定を行っているところでございます。上がってきてはいるんですけども、職員の人件費ももちろん上がってはきております。しかし、そこまで減額するとかそういうことを、職員の士気が下がらないようにしていきたいとも考えておりますので、とにかくこの経常収支比率というものを注視しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 令和3年度美浜町水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第14号 令和3年度美浜町水道事業会計予算について細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数3,740戸、年間総給水量81万4,000m³を見込み、1日平均給水量は2,230m³を予定してございます。

年間総給水量については、実績及び予測に基づき計上してございます。給水量については、減少傾向でございます。

次に、収益的収支については、水道事業収益1億30,680千円の予定で、対前年度比0.62%の減少でございます。

水道事業費用については1億23,995千円の予定で、対前年度比2.49%の増加でございます。

当年度の予定利益は、税抜きで4,600千円を見込んでございます。

次に、資本的収支については、資本的収入1,815千円、資本的支出59,604千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額57,789千円については、過年度損益勘定留保資金31,129千円、当年度損益勘定留保資金24,065千円と当年度分消費税資本的収支調整額2,595千円をもって補填するものでございます。

第5条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費23,646千円と定めてございます。

第9条は、たな卸資産の購入限度額として、量水器及び量水器ボックス、修繕材料費等で2,439千円と定めてございます。

以上の予算の見積り基礎として、11ページ、12ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は1億17,546千円で、内訳は、水道使用量1億13,040千円、メーター使用料3,630千円、受託工事収益726千円、その他の営業収益150千円でございます。

営業外収益は13,134千円で、内訳は、受取利息163千円、長期前受金戻入で11,116千円、雑収益1,855千円でございます。

次に、13ページから18ページの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億14,100千円で、内訳としまして、原水及び浄水費は17,006千円で、対前年度比150千円の減額、0.87%の減少、主な支出は動力費10,310千円、薬品費3,592千円でございます。

配水及び給水費は6,397千円で、対前年度比182千円の増額、2.93%の増加。内訳は、修繕費5,077千円、材料費1,320千円で、増額の要因は量水器取替え個数の増加によるものでございます。

受託工事費は、消火栓設置工事費726千円を計上してございます。

総係費は34,303千円で、対前年度比329千円の増額、0.97%の増加。主な支出は給料12,917千円、手当5,389千円、法定福利費5,340千円、委託料6,461千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産50,952千円と無形固定資産2,792千円の合計53,744千円を計上してございます。

資産減耗費は、固定資産除却費1,924千円を計上してございます。

営業外費用は9,340千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費4,275千円、消費税及び地方消費税5,045千円、雑支出20千円でございます。

特別損失は55千円、予備費は500千円でございます。

次に、19ページ、20ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は1,815千円で、内訳は、分担金275千円、補償金1,540千円でございます。分担金は、13mmの新規加入分担金5件分、補償金は、西川河川改修に伴うものとなっております。

次に、21ページ、22ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は59,604千円で、内訳は、建設改良費30,360千円、企業債償還金29,244千円でございます。建設改良費では、配水管の更新工事と西川河川改修に伴う仮設管被覆工事を計上しています。

次に、23ページ、24ページは予定貸借対照表、25ページ、26ページは令和2年度の予定貸借対照表、27ページ、28ページは令和2年度の予定損益計算書でございます。

29ページ、30ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億21,519千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 特会の最後にお聞きします。

まず、有収率、ここ二、三年の変移が分かればそれもお示し願いたい。それと、下水道のところでもお聞きしましたが、この管路とかその件について、まさか石綿管なんかそんな話はないだろうと思いますが、本管部分であるとか、またその耐震性、いろんな形の大まかなところは済んでいるのかとかいうか万全なのか、そのあたりをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

有収率につきましては、前回決算のときもご質問あったと思うんですけども、少しずつ有収率、落ちていっている今状況です。93.何%という状況で、ここ最近配水管の更新工事っていうよりは浄水場とか施設の更新にちょっと力を入れてまして、配水管の更新が少し滞ってるっていう状況でして、令和2年度でほとんど浄水場の更新とかは終了いたします。令和3年度、この本年度の予算から配水管の更新に力を入れて、有収率の向上に図りたいと思います。

その上で、その耐震の関係はどうかっていうことなんですけれども、もちろんその石綿管っていう管は、美浜町はもうございません。ほかの重要な管であるとか、施設であ

るとかっていうものなんですけれども、施設とか浄水場であるとか配水池、三尾の中継の配水池っていうものについては、耐震基準を全部満たしております。で、管路については今の耐震基準からいうとちょっとパーセント的には、全管路のパーセント的にはちょっと数字は、ちょっとずれるかも分かりませんが、耐震は全管路のうち、今の耐震基準では十数%だったと思います。管路の更新時には今の耐震基準を満たしたもので施工していきますので、今後そのパーセント、できるだけ増やせるように努力します。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和3年度美浜町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7 議案第15号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、日程第8 議案第16号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、日程第9 議案第17号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第15号、日程第8 議案第16号、日程第9 議案第17号を一括議題とします。

3件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 議案第15号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、議案第16号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、議案第17号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について一括して細部説明を申し上げます。

議案第15号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、美浜町カナダミュージアムの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和3年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第16号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、美浜町

アメリカ村ゲストハウスの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和3年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第17号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和3年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 3件一括して質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） この指定管理者、公募はしないんですか。もう初めから決まっているような状態じゃないんですか。

それと、このレストランについて、いまだに年中無休、朝11時から15時まで開店されているんですか。

2つお答えください。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） まず、公募の募集の件についてお答えします。

美浜町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例について、という条例を制定しております。その中で、公募するものとする第2条でうたっております。しかしながら、その2項で、前項の規定にかかわらず町長はいずれかに該当するとき、公募以外の方法によることができるということで、その第1の地域性が高いため地域住民組織の指定が適当と認める場合というところを考慮しており、地元団体に指定管理をお願いするものでございます。

次にレストランですけれども、今のところ年中無休というか毎週に休みなく営業しております。それで、10時から13時までの営業となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 町長の裁量権で指定すりゃあええわけ。町長の裁量権でね、お決めたならいいん違いますか。議会に諮らんでも。

それで、次に10時から13時まで。これねえ、飲食業が3時間、4時間開いて儲かっているとこないですよ。大阪ではあるかもしれませんが、えろう儲かって。儲かっているからその時間で閉めて終わりにするんですから。レストランの経営ってすごいですね、で、赤

字なんです。赤字補填3,000千ほどしてるんでしょう。町長、一生懸命やってるんやっていうけれど、赤字で早々と閉めて一生懸命ってどういう意味かな。意味が分からんねけど。町長がおっしゃってることと、担当課で主張してることは違うんじゃないですか。普通ね、例えば私の知ってる飲食業やってるところは2時に閉めます、午後2時に。また4時半から開けます。客がいたら11時でも12時でもやる。それでも今の時期は赤字なんです。経営苦しくてもね、自分の家だからやらざるを得ない。赤字で補填してくれるならやらんでもええわけよ、補填してもうたら。思いません。それで、町長が一生懸命やっているんやっていうけれど、意味が分からん。一生懸命っていう意味が。だからそないして、あんまり多く言うてもまた一般質問みたいになるから叱られるけど、一遍ね、どこが一生懸命やってるんかちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） レストランの営業は、先ほども申しましたとおり10時から15時までということで、夕方につきましても当然予約なんかがあれば営業をしております。

それと一生懸命というお話ですけれども、私は頑張ってくれているという話で終始答弁させていただいております。それは言葉のあやということであれば、それは致し方ないところがございますけれども、とにかく平成29年にこの事業が始まり、また同団体の立ち上げからいろいろと当時おられた方、統括官、西山さんですか、の方とのその関係性のあつれきもあり、私としましては地をほうような気持ちで地域と連携を取ってきたつもりです。その中で、今まさにこの経営を指定管理としてやっていただいているところについては、皆さんご理解を得てやってきているというふうに感じております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） やっぱり変でしょう、恐らく。だけど、私3,000千といえば毎月250千ですよ。何もせんでも250千入ってきたらする気しませんよね。私、このカナダミュージアムは三尾地区として置いといたら、補助金出したらええと思うんです。そのほかのところはどうにも理解できやん。商売するのに15時までで普通はやってて、予約があったら開けるんやて、まあ、お気楽な商売やなと思います。私250千毎月くれたら、あそこで座ってるで、議員辞めてあそこで座ってて守りしときますよ。毎日、休みなしで。それぐらいの気です。だから、儲けるためにどうしたらええんかなということ、どこまで頑張ってるのかも全く分からん。もう一度儲けるために何を今してるんな。正直言うて、レストランやって三尾で晩に開けて客来るかって、何人来るんなというような話したら難しいと思うんです。このシェフの方もようやってると思います。仕方ないなと、赤字になっても仕方ないなと思うぐらいやってるん違うかなと思うんです。無理に頼まれたからやってる、というようなことすわ。もうええかげん、こっちからもういいですわって、おっしゃったらどうですか、町長。そのほうがすっきりするでしょう。どうで

すか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

私も休みの日に何度かレストランのほうへ伺っております。やはり、京阪神のほうからも見えられて、G o T o イートですか、そういうのも利用されている方もおられます。休みの日は結構満員になられてるので、いろいろお料理の中身も日替わり等考えておられますので、本当に頑張っているなというのを見受けられます。ですから、今はやはり昨日もお話させていただいたように、見守りたいという考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の関連という形で、委託費の例えば一般会計だったかな4,500千で、その内訳を詳しく述べてくれとまでは、積算の根拠までは申しませんが、今の質問者のあるように3,000千が全て、その内訳のうちの3,000千がこのアメリカ村レストランへの補填なんですか。私の聞くところによると、そういうふうな形での積算ではないやに伺ってはおりますが、また、昨年のある月においては、コロナの影響下にもありながらこのレストランは単月度で黒字も出したやにも聞いてもおりますし、単なる赤字補填でのこの業務委託なんですか。そのあたり、もう少し説明していただけますか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

今年度の指定管理料として、この日ノ岬・アメリカ村への指定管理料として4,500千計上させていただいております。そのうち、レストランのほうというのが約3,000千、ゲストハウスのほうが250千、それとミュージアムのほうが1,650千というふうな内訳になっております。

それで、主なものは当然この部分については収入もございます。レストランについては、収入が約3,900千ほど計上しておりますして、人件費、材料費としてその差額分がいくつくるというふうな令和3年度の予算案をいただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 要は、そういう経緯を積み上げて指定管理委託料、委託の費用としてこれだけの金額が要するという下の委託料の計算なんですよ。そういう形の理解でいいですよ。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

谷議員おっしゃるとおり、その積み上げでの予算計上ということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第16号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第17号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第17号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第10 議案第18号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、日程第11 議案第19号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10 議案第18号、日程第11 議案第19号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 議案第18号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、議案第19号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について一括して細部説明を申し上げます。

議案第18号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、美浜町産品コーナーの指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和3年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第19号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、美浜町多目的室の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和3年3月31日で終了します。

引き続き同団体を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第19号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦につき、原案を適任と認める方の挙手を求めます。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

日程第13 発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本件、事務局長が朗読します。

○事務局長（井田時夫君） 発議第1号。

令和3年3月19日

美浜町議会

議長 谷 重幸様

提出者	議会議員	高野 正
賛成者	議会議員	繁田拓治
賛成者	議会議員	谷口 昇
賛成者	議会議員	北村龍二
賛成者	議会議員	龍神初美
賛成者	議会議員	谷 進介
賛成者	議会議員	森本敏弘
賛成者	議会議員	鈴川基次

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則。

美浜町議会会議規則（昭和62年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（谷重幸君） 本件、提案者の説明を求めます。高野議員。

○6番（高野正君） 提案理由を申し上げます。

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

去る2月9日、全国町村議会議長会において、標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、本町議会会議規則の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時十五分休憩

—————・—————

午前十一時十六分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午前十一時十八分閉会

お疲れさまでした。